

## 愛知県リサイクル資材評価基準

### ○総則

愛知県リサイクル資材評価制度実施要領第3条に定める評価基準は、以下のとおりとする。

第1 評価対象資材は、次のとおりとする。

- (1) 再生加熱アスファルト混合物
- (2) 再生路盤材
- (3) 再生コンクリート
- (4) プレキャストコンクリート製品
- (5) 舗装用ブロック
- (6) 建築用仕上げ材
- (7) 型枠材
- (8) 再生材利用タイル
- (9) 再生硬質塩化ビニル管
- (10) 木質ボード
- (11) 再生セラミック管
- (12) 再・未利用木材利用資材
- (13) 建設汚泥改良土
- (14) 堆肥・植栽基盤材
- (15) 下水汚泥利用肥料
- (16) ふすま紙
- (17) 再生材利用土木シート
- (18) 土木建築用ゴム資材
- (19) 再生特殊舗装材
- (20) 土壌改良材
- (21) 土木建築用プラスチック資材
- (22) 断面修復材
- (23) 再生路床材
- (24) レジンコンクリート製品
- (25) 再生材利用路面標示用資材
- (26) 再生ガラス発泡材
- (27) 溶融処理石
- (28) 建設汚泥流動化処理土
- (29) 破碎瓦材

第2 申請資材は、新規申請時において、過去3年間に確認可能な使用事例（試験施工を含む。）が原則として3件以上なければならない。

第3 評価対象資材ごとの評価基準は、別表1から別表29に示すとおりとする。

第4 再生資源とは、循環型社会形成推進基本法第2条第2項に規定する「廃棄物等」のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

「廃棄物等」

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物
- 2 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）

第5 環境に対する安全性の評価方法は、下表によるものとする。

評価基準の区分	検査対象	再生資源等 (検査の対象とする物質)	試験項目	前処理方法	検疫の分析方法
1)再生加熱アスファルト混合物	原則として再生資源	アスファルトコンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
2)再生路盤材	原則として再生資源	アスファルトコンクリート再生骨材及びコンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
3)再生コンクリート	原則として再生資源	コンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
4)プレキャストコンクリート製品	原則として再生資源	コンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
5)舗装用ブロック	原則として再生資源 (焼成品は製品)	コンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
6)建築用仕上げ材	原則として再生資源	再生ベツ樹脂及び貝殻等天然由来の原料は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
7)型枠材	原則として再生資源	使用済みプラスチック及び未利用木材(剪定木、間伐材を含む)は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
8)再生材利用タイル	原則として製品		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
9)再生硬質塩化ビニル管	原則として再生資源	再生硬質塩化ビニルは対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
10)木質ボード	原則として再生資源	未利用木材(剪定木、間伐材を含む)は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
11)再生セラミック管	原則として製品		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
12)再・未利用木材利用資材	原則として再生資源	未利用木材(剪定木、間伐材を含む)は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
13)建設汚泥改良土	原則として製品		溶出量試験	平3環第46号付表	平15環第18号別表
			含有量試験	平15環第19号付表	平15環第19号別表
			pH	平3環第46号付表	JIS K 0102-12.1
			COD	平3環第46号付表	JIS K 0102-17
14)堆肥・植栽基盤材	原則として製品	刈草、未利用木材(剪定木、間伐材を含む)及び樹皮は対象外	溶出量試験	平3環第46号付表	平15環第18号別表
			含有量試験	平15環第19号付表	平15環第19号別表
15)下水汚泥利用肥料	原則として製品		含有量試験	肥料分析法(農林水産省農業環境技術研究所法)	肥料分析法(農林水産省農業環境技術研究所法)
16)ふすま紙	原則として再生資源	再生パルプは対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
17)再生材利用土木シート	原則として再生資源	再生合繊反毛及び再生PET樹脂は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
18)土木建築用ゴム資材	原則として再生資源		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
19)再生特殊舗装材	原則として再生資源		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
20)土壌改良材	原則として再生資源	杉・檜などの天然由来樹皮は対象外	溶出量試験	平3環第46号付表	平15環第18号別表
			含有量試験	平15環第19号付表	平15環第19号別表
	原則として製品	常時または降雨時に水にさらされる可能性のない場所に使用される場合は対象外	pH	平3環第46号付表	JIS K 0102-12.1
			COD	平3環第46号付表	JIS K 0102-17
21)土木建築用プラスチック資材	原則として再生資源	再生PET樹脂及び未利用木材(剪定木、間伐材を含む)は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
22)断面修復材	原則として再生資源		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
23)再生路床材	原則として再生資源	アスファルトコンクリート再生骨材及びコンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	平3環第46号	平15環第18号別表
			含有量試験	平15環第19号	平15環第19号別表
	原則として製品	コンクリート再生砂を対象	溶出試験(六価クロム)	平3環第46号	平15環第18号別表
24)レジンコンクリート製品	原則として再生資源	コンクリート再生骨材は対象外	溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
			溶出試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
25)再生材利用路面標示用資材	原則として再生資源		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
26)再生ガラス発泡材	原則として製品		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
27)溶融処理石	原則として製品		溶出量試験	JIS K 0058-1 5.3 (利用有姿による)	平15環第18号別表
			含有量試験	JIS K 0058-2 6	平15環第19号別表
28)建設汚泥流動化処理土	原則として製品		溶出量試験	平3環第46号付表	平15環第18号別表
			含有量試験	平15環第19号付表	平15環第19号別表
29)破砕瓦材	原則として製品		溶出量試験	平3環第46号付表	平15環第18号別表
			含有量試験	平15環第19号付表	平15環第19号別表

平3環第46号:平成3年環境庁告示第46号

平15環第18号:平成15年環境省告示第18号

平15環第19号:平成15年環境省告示第19号

第6 この評価基準は令和2年3月2日から適用する。